

# EU 米国間の包括的貿易投資協定 (TTIP) の交渉の進捗状況

2014 年 4 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EU 米国の包括的貿易投資協定（TTIP）は 2013 年 7 月の交渉開始から半年あまりが経過した。これまでの交渉経緯と、特に論点となっている規制協力、金融サービス、投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）について、EU 側の方針をまとめた。

## 目次

1. EU 米国の包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉の経緯.....	1
(1) 交渉開始までの経緯.....	1
(2) これまでの交渉とその概要.....	4
2. 3つの重要な交渉分野に関する EU の方針.....	7
(1) 規制協力.....	7
(2) 金融サービス.....	9
(3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）.....	11

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 1. EU 米国の包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉の経緯

EU と米国は、2013 年 2 月に包括的貿易投資協定（TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership）の交渉開始に向けた手続きに入り、EU で 6 月に外相理事会が交渉権限（マンデート）を欧州委員会に付与することを合意したことを受け、EU と米国は協定の締結に向けた交渉開始を宣言した。7 月の第 1 回目の交渉から、2014 年 3 月までに計 4 回の交渉が行われている。これまでの TTIP に関する経緯について、EU 側の動きを中心に表 1 に示した。

表 1： TTIP の交渉に関する EU 側を中心とした動き

時期	内容
2011 年 11 月	EU と米国は「雇用と成長に関する高級作業部会（HLWG）」を設け、関係強化に関する検討を開始
2013 年 2 月 13 日	EU と米国は TTIP の交渉開始に向けた内部手続きに入ると発表
3 月 12 日	欧州委員会は、TTIP の交渉権限の委任を加盟国に求めるマンデート案を採択
6 月 14 日	EU の外相理事会は、TTIP の交渉権限（マンデート）を欧州委員会に付与することで合意
7 月 8 日～12 日	第 1 回交渉：ワシントン
7 月 16 日	欧州委員会は、第 1 回交渉にあたってまとめたポジションペーパーを公表
11 月 11 日～15 日	第 2 回交渉：ブリュッセル
12 月 16 日～20 日	第 3 回交渉：ワシントン
2014 年 1 月 21 日	欧州委員会は TTIP の交渉に関し、投資保護と投資対国家の紛争解決（ISDS）についてパブリック・コンサルテーションを実施すると発表、意見聴取が終わるまでは同分野の交渉は棚上げとなる
1 月 27 日	欧州委員会は、交渉にあたり金融サービスに関するポジションペーパーを公表
2 月 17・18 日	これまでの交渉の進捗状況を確認する会合：ワシントン（欧州委員会のドゥ・グヒュト通商担当委員と米通商代表部のフロマン代表）
3 月 10 日～14 日	第 4 回交渉：ブリュッセル
2014 年夏前	第 5 回交渉の予定

### (1) 交渉開始までの経緯

#### ① 雇用と成長に関する高級作業部会（HLWG）の勧告と達成すべき分野

EU と米国は 2011 年 11 月、「雇用と成長に関する高級作業部会（HLWG）」を設けて EU・米国間の関係強化の検討を開始し、HLWG は 2013 年 2 月に最終報告書<sup>1</sup>を発表した。最終報告書は EU・米国間の投資・貿易に関する広範な協定に向けた交渉開始を提言し、これを受けて EU と米国は TTIP の交渉開始に向けた内部手続きに入ると発表した<sup>2</sup>。欧州委員会は、TTIP では関税撤廃や投資、サービス分野、公共調達の世界市場開放に加えて、規制や製品の標準規格の

<sup>1</sup> “Final Report – High Level Working Group on Jobs and Growth” February 11, 2013  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/february/tradoc\\_150519.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/february/tradoc_150519.pdf)

<sup>2</sup> European Commission, Press release, 13 Feb 2013  
[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-95 en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-95_en.htm)

Joint statement, 13 Feb 2013 [http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-94 en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-94_en.htm)

収斂に重点を置く方針を示した。関税障壁によるコスト負担は 4%程度なのに対して、規制や標準規格の相違によるコスト負担は 10%以上の関税に相当し、一部のセクターでは 20%を超えると指摘。欧州委員会は、包括的で野心的な協定の締結により 2027 年までに EU の域内総生産 (GDP) は 0.5%、米国の GDP は 0.4%それぞれ引き上げられると試算している。HLWG の最終報告書の勧告をもとに欧州委員会は交渉で野心的な成果を達成する分野として、以下のように「市場アクセス」、「規制問題と非関税障壁」、「世界貿易の共通の課題と機会に対応するルール」の 3 分野を挙げた。

## a. 市場アクセス

- ・関税：全ての工業製品・農業製品の関税を撤廃するが、最もセンシティブな品目は特別扱いとする。
- ・サービス分野：EU と米国がこれまでに他の貿易協定で達成した水準以上の開放を目指す。同時に輸送分野など新たな分野での市場開放を目指す。サービスと投資の章では、地域レベルの開放にも取り組む。
- ・投資：EU と米国がこれまでに他の貿易協定で達成した最高水準の自由化と投資保護の達成を目指す。
- ・公共調達：政府のあらゆるレベルで欧州企業に対する差別待遇がないように、政府調達市場へのアクセスを開放することにより新たな事業機会を作る。

## b. 規制問題と非関税障壁

野心的な「衛生植物検疫措置 (SPS) プラス」に関する章や野心的な「貿易の技術的障壁 (TBT) プラス」に関する章の交渉を進めることで、双方の標準規格や手続きをできる限り近づけるか相互に認証することを目指す。化学、自動車、医薬品、医療器具などの保健医療分野などの特定セクターにおける規制の互換性の向上にも取り組む。一度にあらゆる規制面の相違点を減らすことはできないため、明確な目標と期限を設けて時間をかけて段階的に規制の収斂を進める。

## c. 世界貿易の共通の課題と機会に対応するルール

- ・知的財産権 (IPR)：EU と米国の IPR の制度は効果的なため、調和に向けて努力するのではなく、対応すべき相違点がある具体的な課題を明確にする。
- ・貿易と持続可能な開発：双方は既存の貿易協定ですでに策定した内容に基づき、貿易と持続可能な開発の社会的・環境的な面に共同で取り組むことを目指す。
- ・その他の関連した世界的な課題と機会：通関・貿易の円滑化のほか競争政策、国有企業、原材料・エネルギー、中小企業、透明性のそれぞれ貿易に関連した面に取り組む。

## ② 協定締結による経済的な効果

欧州委員会は 2013 年 3 月に TTIP 交渉の権限委任を加盟国に求めるマנדレート案を採択するとともに、TTIP による経済効果に関して独立研究機関がまとめた報告書「EU 米国間の貿易

投資の障壁軽減—経済的評価」<sup>3</sup>を公表した。この中で包括的で野心的な TTIP の締結により、主に以下のような経済的効果が見込まれている<sup>4</sup>。

- 経済的な利益は EU 側で年に 1,190 億ユーロ、米国で年に 950 億ユーロとなる。これは 4 人家族の場合に世帯当たりの可処分所得が EU では年に平均で 545 ユーロ増え、米国では 655 ユーロ増えることになる。
- EU と米国の貿易の自由化は世界の貿易にも好影響を与え、世界の他地域の GDP に 1,000 億ユーロの経済的利益をもたらす。
- EU から米国への財・サービスの輸出は 28% 拡大し、金額では 1,870 億ユーロ増える。他の貿易相手国との貿易額も含めると総輸出額は EU で 6%、米国で 8% 増え、金額では EU で 2,200 億ユーロ分、米国で 2,400 億ユーロ分となる。
- EU の貿易拡大を産業セクター別でみると、自動車では米国向けを含めた域外向け輸出は 42% 近く増え、輸入は 43% 増える。中でも米国向け輸出は約 2.5 倍に増える。他に米国向けを含めた域外向け輸出は、金属製品で 12%、加工食品で 9%、化学品で 9% それぞれ増える。
- 非関税障壁の軽減が貿易自由化で重要な役割を果たす。協定締結から得られる利益の約 80% は、規制や官僚的手続きで生じるコスト削減による利益およびサービス貿易や公共調達の自由化による利益となる。
- 協定による経済活動や生産性の拡大が、労働者の賃金や新たな雇用機会の面で EU と米国の労働市場に利益をもたらす。

### ③ 欧州委員会の TTIP 交渉のマネートと分野別のポジションペーパー

外相理事会（貿易担当相会合）は 2013 年 6 月に、TTIP の交渉権限（マネート）を欧州委員会に付与することで合意した<sup>5</sup>。しかしフランスが交渉対象に含めることを反対していた映像や音楽などオーディオビジュアル（AV）サービスに関しては、マネートから一旦除外された。ただし欧州委員会は AV サービスを追加的に交渉権限に加えるよう勧告する機会を持つとされた。

欧州委員会は第 1 回交渉に先立って交渉分野別にポジションペーパーをまとめ、第 1 回交渉の際に米国側に提示した。このポジションペーパーは以下の分野を対象とし、第 1 回交渉後に公表された。

- 規制問題に関する分野横断的条項と制度的条項
- 貿易の技術的障壁（TBT）：技術的規制、標準化、適合性審査

---

<sup>3</sup> “Reducing Transatlantic Barriers to Trade and Investment, An Economic Assessment – Final Project Report” March 2013, Centre for Economic Policy Research, London  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc\\_150737.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc_150737.pdf)

<sup>4</sup> European Commission – Memo, 12 March 2013  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-211\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-211_en.htm)

<sup>5</sup> Council of the European Union – Press release – Foreign Affairs, Trade, 14 June 2013  
[http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/EN/foraff/137486.pdf](http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/EN/foraff/137486.pdf)

- 衛生植物検疫措置（SPS）：食品や農産物の貿易の障壁など
- 公共調達
- 原材料とエネルギー
- 貿易と持続可能な開発

このほか欧州委員会は2014年1月、金融サービスに関するポジションペーパーを公表した。これは金融サービス規制での協力の枠組みを確立することを目指すものである。TTIPで国際的な基準を決めるのではなく、将来的な金融危機を阻止するためにEUと米国が規制で協力できるように双方の規制当局の制度的枠組みの創設を目標としている。

## (2) これまでの交渉とその概要

### ① 第1回交渉（2013年7月8日～12日）

約150人の交渉代表が24の交渉分野の作業部会に分かれた。交渉の対象は幅広く、農産物・工業製品の市場アクセス、政府調達、投資、原材料とエネルギー、規制の問題、SPS、サービス分野、知的財産権、持続可能な開発、中小企業、紛争解決、競争政策、税関・貿易の円滑化、国有企業にわたった。また交渉団は、学术界や労組、民間企業、NGOなどの代表者350人と会談し、TTIPの協定に関する質疑応答が行われた<sup>6</sup>。

### ② 第2回交渉（2013年11月11日～15日）

当初は10月8日～12日の日程を予定していたが、米国の一部政府機関の一時閉鎖のため延期されて行われた。交渉で焦点となった分野は、投資規則、サービス貿易、エネルギーと原材料、規制の問題（規制の収斂、貿易の技術的障害、セクター別アプローチなど）の4分野である。またビデオ会議が、SPS、知的財産権、競争政策、中小企業に関して行われた。交渉の焦点となった4分野の進展状況は以下の通りであった<sup>7</sup>。

- 投資

投資の自由化と保護に対する双方のアプローチの比較について議論。公共利益のための法制定に関する双方の自由を確認したうえで、野心的な協定とすることで合意した。次回以降に望むことは、詳細なテキスト案での進展である。

- サービス貿易

国境を越えたサービス、金融サービス、通信、電子商取引に関する双方のアプローチを比較。様々なサービス分野について、市場アクセスに関する双方の関心を提示することに着手。

---

<sup>6</sup> European Commission – Press release, 12 July 2013

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-13-691\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-691_en.htm)

Office of the United States Trade Representative – TTIP Negotiation Grounds – Round 1

<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/transatlantic-trade-and-investment-partnership/readouts/round1>

Bertelsmann Foundation, B-Brief “TTIP Negotiations: A summary of round 1” 1 Aug 2013

<http://www.bfna.org/sites/default/files/BBrief-TTIP%20Round%201%20%281Aug2013%29.pdf>

<sup>7</sup> European Commission – Press release, 15 Nov 2013

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=988>

- 規制の問題

双方のルールの平準化や各セクターの具体的な約束の重要性で合意。規制の収斂や WTO の規律を超える貿易の技術障壁 (TBT プラス) の章の中に盛り込む要素について、集中的に議論した。双方が規制の互換性の向上を望むセクターとして、医療機器、化粧品、医薬品、化学品、農薬、情報コミュニケーション技術 (ICT)、自動車について協議。次回以降は、交渉の対象となる分野を増やす。

- エネルギーと原材料

双方が直面する数多くの課題に取り組むための共通のアプローチを策定する方法について協議。双方は、エネルギーと原材料の安定供給には市場が予想可能であることが不可欠であるとの認識で一致した。

### ③ 第 3 回交渉 (2013 年 12 月 16 日～20 日)

各交渉分野で以下のような進展があった<sup>8</sup>。

- 規制の問題

自動車や化粧品、化学品、医薬品、ICT、医療機器など各セクターで成し得る規制協力について進展があった。EU 側は、相互の既存の規則に対する順守を容易化し、将来の新規則の策定で相互の規制当局が緊密に協力する条項の文言について、2014 年 3 月までに共同で作業を始めることを望んでいる。こうした条項には食品安全性の規則や動物・植物衛生に関する規則などがあるほか、技術規制や製品の標準規格、試験・認証手続きなど貿易の技術的障壁 (TBT) も対象とする。

- 市場アクセス

EU 側は、全分野で野心的な協定とする決意を改めて強調し、関税の撤廃、公共調達への双方企業の参入、サービス市場の開放と投資のしやすさを求めている。

- 貿易関連のルール

EU 側は、2014 年 3 月までに提案の文言について協議を開始することを望んでいる。貿易関連のルールが中小企業にとって利益となることを望み、協定で中小企業に関する特定の章を設けることを目指している。

- 公共調達

米通商代表部は公共調達の問題で各州と調整する方針を示した。

- 金融サービス

市場アクセス以外の規制の問題について協議した。EU 側は、EU と米国には見解の違いがあり、金融規制の問題を協定に含めるか決まっていないと指摘。米国は含めることに反対している。

- SPS

---

<sup>8</sup> European Commission – Press release, 20 Dec 2013  
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1007>

Bertelsmann Foundation, B-Brief “TTIP Negotiations: A summary of round 3” 14 Jan 2014  
<http://www.bfna.org/sites/default/files/publications/BBrief-TTIP%20Round%203%202814Jan14%29.pdf>

EU 側は、遺伝子組み換え作物（GMO）の取り扱いなど一部の分野で EU と米国の間で隔たりに出る可能性を指摘した。

- 投資対国家の紛争解決（ISDS）

一般関係者との会合で、市民グループが EU と米国の交渉代表に対して、協定に ISDS を盛り込むことに反対を表明する文書を提示した。

#### ④ 進捗状況を確認する会合（Stocktaking meeting）（2014 年 2 月 17・18 日）

欧州委員会のドゥ・グヒュト通商担当委員と米通商代表部（USTR）のフロマン代表は、第 3 回までの交渉を振り返り、交渉の進捗状況を確認した<sup>9</sup>。両者は、今後の交渉では具体的な課題に移ることで合意したが、交渉は次第に厳しいものになるため、交渉者に対して一層の努力を傾けるよう求めた。会合では以下のことを確認した。

- 2014 年には 5 回の交渉を行う。
- 2014 年 2 月 10 日に双方の関税の提案を交換した。これは最初の具体的な行動となる。
- サービス分野の市場アクセスの協議は進展しており、双方は提案の交換を準備している。
- 技術的課題への取り組みには双方の規制当局の参加が引き続き必要となる。
- TTIP を国際基準の設定に利用することを目指す。協定には WTO のバリ・パッケージ<sup>10</sup>の合意を超える貿易円滑化の合意を盛り込み、これまでの自由貿易協定を超える労働・環境基準を提示する。

このほか協定に中小企業の利益となる具体的な措置を盛り込むことでも合意し、様々な利害関係者から見解を聞く方法についても話し合った。なお、欧州委員会のドゥ・グヒュト委員（通商担当）は、以下の問題で進展が必要であると強調している。

- 社会的権利や環境保護の枠組みを尊重しながら貿易を促進する。
- EU の企業が米国からエネルギーや原材料を輸入できるようにする。
- 欧州の特定地域で生産される食品・飲料は、米国での販売で地理的表示が保護される。
- 政府が過半数株を保有する企業（国有企業）と他の企業を同等に扱う。

#### ⑤ 第 4 回交渉（2014 年 3 月 10 日～14 日）

第 4 回の交渉では、中小企業が協定から利益を得る方法を探ることを確認し、「中小企業にとっての機会」<sup>11</sup>と題する文書を公表した。交渉では以下の進展があった<sup>12</sup>。

---

<sup>9</sup> European Commission – Press release, 18 Feb 2014

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1028>

Bertelsmann Foundation, B-Brief “TTIP Negotiations: Stock-taking summary” 21 Feb 2014

<http://www.bfna.org/sites/default/files/publications/BBrief-TTIP%20Negotiations%20Stock-taking%20%2821Feb14%29.pdf>

<sup>10</sup> 2013 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議で合意したもので、貿易の円滑化、農業、開発の 3 分野からなる。

<sup>11</sup> “The opportunities for small and medium-sized enterprises” 14 March 2014

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc\\_152266.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152266.pdf)



- 市場アクセス

関税では双方はすでに提案を交換済み。サービス貿易と公共調達では、オファー交換までの進め方を検討した。

- 規制の問題

双方から幅広い分野で専門家や規制当局者が交渉に参加し、規制の収斂と互換性の向上を協議した。医薬品、化粧品、医療機器、自動車、化学品の各重要セクターで規制の互換性を達成する方法を協議した。なお貿易の技術障壁では、双方はすでに書面でオファーを作成済みで、SPS では、書面でのオファーを準備中である

- 世界貿易の共通の課題と機会に対応するルール

- 持続可能な開発と労働、環境：EU と米国の既存の貿易協定ですすでに対象となっている内容に基づいて進める。
- エネルギーと原材料の貿易：EU 側は協定に盛り込むことを求めている。
- 税関・貿易の円滑化：時間のかかる複雑な税関手続きは小規模な企業に打撃を与え起業者による輸出を妨げるため、手続きの簡素化・合理化が重要となることで一致した。

## 2. 3つの重要な交渉分野に関する EU の方針

交渉分野のうち、規制問題の中の「規制協力」、欧州委員会が 2014 年 1 月に新たにポジションペーパーを公表した「金融サービス」、一部の加盟国や関係者から協定に条項を盛り込むことに懸念が出ている「投資保護と投資対国家の紛争解決 (ISDS)」の 3 分野について、欧州委員会が交渉にあたり表明している方針を中心に見ていく。

### (1) 規制協力

欧州委員会は 2013 年 7 月に、交渉分野のうち規制問題について「貿易の分野横断的規律と制度的条項」、「貿易の技術的障壁」、「衛生植物検疫措置」の 3 つのポジションペーパーを公表した。このうち「貿易の分野横断的規律と制度的条項」は、規制の収斂と透明性に関する分野横断的な規律、将来の規制協力に向けた制度的基盤となる枠組みについて取り上げ、分野横断的規律の章で EU 側が目指している内容を以下のように示した。

#### ① 基本的原則と目的

TTIP の規制条項の基本的原則を以下のように強調する。

- 安全性や公共衛生の保護、環境や消費者・投資家の保護など公共政策の目的を達成するための規制活動が重要となる。このため TTIP の条項は、EU と米国の規制協力を強化し、規制の効果や効率性を高めることで、こうした保護に貢献すべきである。

---

<sup>12</sup> European Commission – Press release, 14 March 2013  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-272\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-272_en.htm)

- TTIP の条項は、双方の規制導入に関する基本的な主権に影響を与えない。また、条項を保護の水準を引き下げる手段として使わない。
- TTIP で規制に関する目的達成に用いる手段は、各セクターの課題や特異性によって異なる。一般的手段には協議や影響評価があり、その他の手段は各セクターの規制協力の中で策定する。

TTIP の規制条項の目的は、貿易・投資に対する不必要な障壁を軽減、除去、阻止することであり、最終的な目標は EU 米国間の市場の一体化を強化することにある。この長期的な目標の達成に向け以下を条項に盛り込む。

- 双方の規制対話や情報交換、分析の支援など規制当局間の協力を早い段階から促進すること。
- 提案する規制が国際貿易・投資に与える影響を事前に検討し、可能であれば共通の規制や互換性のある規制に取り組むことで、互換性の高い規制の採択を促進すること。
- 同等性の認証や相互認証など、特定のセクターで互換性の向上を達成すること。
- 規制の互換性の向上を達成する方法として、国際的な規律（規制、標準規格、指針、勧告）の重要性と役割を確認すること。

## ② 重要な要素

分野横断的な規則の規律で重視する点として以下の点を挙げている。

### a. 規制の原則、優良事例、透明性

TTIP の条項には以下を盛り込む。

- 効果的な二者間の協力・協議メカニズム  
双方は導入予定の規制の主要点に関して、適切な時期に通知することを約束する。規制当局間の連絡を強化することで、これを補完する。
- フィードバックのメカニズムの向上  
双方は、提案している規制の採択前に、相手側に見解を表明できる機会を与え、見解をどのように勘案したか説明する必要がある。ただし WTO の TBT 協定と SPS 協定における活動と重複しないようにする。また、WTO の TBT 協定による通報手続きの透明性を高めるため、相互の見解と回答のメカニズムの強化を検討する。
- 証拠とデータの収集での協力  
双方は、類似のデータや前提、データの分析手法、規制が必要となる具体的な問題の重要性や理由の決定方法について、収集し活用する上で協力することにより規制の互換性を高める。
- データ・情報の交換

保護された情報や従うべき法的要件が異なる情報を規制当局が交換することが必要。

b. 国際貿易・投資に関する規制案や規制イニシアチブの影響評価

双方は、規制や規制イニシアチブが国際貿易・投資に与える影響の評価で緊密に協力することで合意する。また TTIP の中に、既存の規制に対する事後分析で協力する条項を盛り込む。これは既存の規制を見直し、互換性を高めて収斂させるかを確かめ、不必要な規制上の複雑性を取り除けることができるかを調べるものとなる。

c. 特定セクターにおける互換性・収斂の向上に向けた規制協力

TTIP では、様々なセクターの付属書や、TBT または SPS の章などに数多くの特定セクターの条項が見込まれるが、これに加えて国際的な調和を強化するために EU・米国間の協力や多国間の協力を強化する条項を設ける。また将来的な規制に関して、互換性を向上し収斂を促進して可能な限り不必要なコストと複雑性を回避するための条項とメカニズムが必要となる。TTIP の交渉終了後も引き続き規制の互換性を高め、新たな分野を組み込むうえで柔軟な協定とすることが必要となる。そのため TTIP には以下の条項を盛り込む。

- 規制当局が国際的な規制協力や二国間協力に関与し、国内の政策目的や TTIP の目的を達成するため、規制当局に総合的なマンデートを付与する条項。
- 一方の要請により、互換性を高めるため規制の相違について協議を開始するための条項。

d. 将来的な規制協力のための枠組みと制度的メカニズム

将来的な規制協力の枠組みとして、TTIP に不可欠な要素を以下のように挙げている。

- EU や米国の規制や規制イニシアチブで生じた問題を、双方のどちらかの要請により協議して取り組むための手続き。
- セクター別の付属書の修正や新たなセクターを加えるため、国内の批准手続きを伴わない簡素化された手続き。
- 規制協力評議会や規制協力委員会など規制協力を管轄する機関の設置。この機関にはセクター別作業部会を設け、TTIP の規制条項の実施を監督して TTIP で意思決定権限を持つ機関に勧告を行う。また、相互認証など互換性を高め収斂させる方法に関して具体的に提言し、セクター別の付属書の修正や新たなセクターを加えることを検討し、新たな規制協力のイニシアチブを促進する。

## (2) 金融サービス

欧州委員会は金融サービスに関するポジションペーパーの中で、TTIP における金融分野の目的を金融サービスに関する規制協力の枠組みを確立させることと明示した。このため金融規制に対する国際基準を定めること、および導入が進められている基準や規制改革についての交

渉は、TTIP の対象外となる。交渉の目標として、将来的な金融危機を防止するため、EU と米国の金融規制当局が協力する制度的枠組みを設けることを掲げている。欧州委員会は、金融規制の協力の基本原則を以下のように示した。

- 国際的に合意した規制や監督基準の一貫した実施に向けて共同作業をすること。
- 金融サービスの提供に大きな影響を与える可能性のある新たな金融措置に関して、双方で事前に協議すること。相手側に不当な影響を与えるルールの導入を回避すること。
- 既存のルールが貿易の障壁となっていないか確かめるため、共同で調査すること。
- 相手側のルールには結果の上での同等性があるか評価を約束すること。

欧州委員会の提案のポイントは以下の通りである。

- 提案の中で中心となるのは、相手側の規制・監督の枠組みが同等かどうかについて、結果に基づいた評価を約束すること。双方の規則・監督の枠組み全体に同等性を持たせるのではなく、双方の基準の実施に一貫性があるか詳細な評価を実施する。
- EU と米国の規制当局と監督当局は、金融システムの安定化のために措置を導入する権限を保持する。規制当局に義務付けられるのは、良好な協力関係を保つ原則を守ること、ルールを提案する際には相手側に影響を与える可能性に配慮する。当局は、相手側にとってマイナスの影響が出ることを配慮し、その影響が最終的なルールの中に依然として残る場合には相手側に説明する。
- 国際的な基準に基づいて、双方で一貫した高い水準の規制の達成を目指す。規制協力を強化する枠組みの前提条件は、双方がともに強固な金融規制を実施することにより、金融の基準を引き下げるのではなく強化するために協力することである。世界的な規制改革を進める EU の野心を米国が共有し、双方がともに高い水準の規制基準を引き続き実施する。
- 協力の枠組みは、一体化し安定した金融市場の長期的な基盤を作る機会となる。この枠組みがなければ金融規制は各国の判断に左右されて規制の乖離が進み、金融混乱のリスクが出てくる。

欧州委員会は、金融サービスの規制協力により、以下の利益がもたらされると指摘している。

- 問題の可能性に気付いて共同で取り組むことで、金融の安定が強化される。
- 規制の乖離を縮小することで、双方の金融企業の市場が拡大し市場の効率が高まる。
- 実体経済に資金を提供する金融システムの能力が向上する。
- 環大西洋（米 EU）で一体化した市場が世界的な金融市場や金融規制に影響を及ぼし、EU と米国が金融規制の構築に果たす主導的な役割が強化される。

### (3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決 (ISDS)

欧州委員会は 2014 年 1 月に、TTIP の交渉分野のうち投資保護と投資家対国家の紛争解決 (ISDS) の条項についてパブリック・コンサルテーションを実施すると決めた<sup>13</sup>。この条項については、米国企業が投資先の EU 加盟国の法規制の改正により事業が打撃を受けたとして、賠償を求めて国際仲裁機関に訴える事例が増えるとの懸念が出ていた。欧州委員会は、同条項についてオファーするテキストを 2014 年 3 月初めに公表して 3 カ月にわたるコンサルテーションを実施し、これが終了するまでは同条項に関する交渉を停止することを明らかにした<sup>14</sup>。投資保護と ISDS に対する欧州委員会の担当者の見解、および欧州委員会が同条項についてまとめた文書の概要を示す。

#### ① 欧州委員会の見解

欧州委員会の通商広報担当者は 2013 年 12 月に、投資保護と ISDS について以下のように説明している<sup>15</sup>。

- ISDS は多国籍企業に対し、政府が導入する法的措置に異議を申し立てる無制限の権利を与えるものではない。TTIP では、投資家は法改正により利益が減ったという理由だけで賠償を受けることはなく、投資家が禁止事項を覆す可能性はない。
- 投資保護は、差別的待遇や司法手続きを取ることに拒絶、賠償のない収用、投資資金の移転が不可能なことなど外国の市場で投資家の日々の事業運営に具体的に影響を与える限られた行動を対象とする。
- 環境や公共衛生の保護のために当局が導入する合法的な政策措置で、国内企業と外国企業の全てに同等に適用される措置は、この条項により異議を唱えることはできない。
- TTIP に ISDS が必要な理由は、米国の制度では企業が米国内の法廷で TTIP のような国際協定を法的根拠にできず、欧州企業は国際仲裁制度でのみ協定の強制が可能のため。
- TTIP で EU が投資保護について目指している点は以下の通りである。
  - TTIP では、政府の合法的な公共政策の決定を覆せないことを明示する。協定が政府の決定の範囲を狭めることはないことを明確にする。企業は、医療や環境の規制により利益が減ったという理由だけでは賠償を得られないようにする。
  - 企業が法的に根拠の薄い訴訟を起こすため、法的に些細な問題を利用することに対して断固とした措置を取る。投資家が投資国の政府からどのような扱いを期待できるかを明確に定める。企業が国内法廷の訴訟と国際投資協定に基づく訴訟を同時に起こすことを禁じる。敗訴側が費用を負担する原則に従う。

---

<sup>13</sup> European Commission – Press release, 21 Jan 2014

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-56\\_en.htm?locale=FR](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-56_en.htm?locale=FR)

<sup>14</sup> 2014 年 3 月 27 日にコンサルテーションが開始された。6 月 21 日を締め切りとしている。

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-292\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-292_en.htm)

<sup>15</sup> European Commission – Statement, 20 Dec 2013

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1008>

- ・投資関連の法廷を公開し、関連文書を明らかにする。透明性を原則とする。
- ・利害が対立するリスクを軽減する。弁護側には任命される3人の仲裁人のうち2人を拒否する権利を与える。全ての仲裁人には、厳格で拘束力のある行動規範に署名することを義務付ける。上訴のメカニズムを設けることを強く要求する。

ドゥ・グヒュト通商担当委員は2014年1月にTTIPについて講演を行い、投資保護とISDSについて言及した<sup>16</sup>。EU加盟国が域外の国と締結している投資保護の協定はすでに約1,400件に上り、EU内の9カ国はEU加盟前にすでに米国と投資協定を締結していたことを指摘。そのうえで欧州委員会は、公正でバランスの取れた投資保護を維持すると同時に、政府に対する法的に根拠の薄い訴訟に利用される法規の抜け穴を埋めるため、システムを改善する任務を加盟各国から課されていると説明している。コンサルテーションの実施を決めた理由については、この問題に対する一般からの関心が高いことに加え、市民や環境を保護する政策の必要性和雇用や経済成長を生む投資を保護し促進することのバランスをとるため、適切な法律用語を使用するなど技術的な課題を解決することを挙げている。

## ② 投資保護とISDSに対する欧州委員会の方針

欧州委員会は2013年11月に「ファクトシート：投資保護と投資対国家の紛争解決」<sup>17</sup>と題する文書を公表した。この中で欧州委員会は、世界におけるISDS条項による訴訟の件数や事例を示すとともに、EUがカナダやシンガポールとの貿易協定の交渉で投資保護ルールの改善にどのように取り組み、今後の協定ではどのように対応するかを説明した。以下のように投資保護ルールの改善の重要点を挙げている。

### a. 投資保護ルールの明瞭化と改善

双方の政府は、社会や環境、安全保障、公共衛生・安全性、文化の多様性の促進・保護など合法的な公共政策の目的を追求し規制を行う権利がある。この原則を貿易協定の投資保護条項に適用する。また、重要な投資保護基準については詳細かつ明確に草案を作成し、特に政府が規制を導入する権利を明示する。この中で、以下の2つの重要な規定を明確にする。

- ・貿易保護制度の中で「間接的収用」の規定は最も議論を呼んでいる。EUは今後の貿易協定で、政府の措置が間接的収用に当たるかどうかを判断する方法について、仲裁人に指針を与える規定を設ける。特に政府が差別のない方法で公共利益を守る際には、政府の規制導入の権利が投資家に与える経済的影響に勝ることを明確にする。これにより、公共政策の目的で規制が制定されたために利益が減少したという理由だけでは、企業は補償を受けられない。欧州委員会はカナダやシンガポールとこの規定を交渉しており、今後のFTAにも盛り込む予定である。

---

<sup>16</sup> European Commission – Speech (Karel De Gucht, EU Trade Commissioner), 22 Jan 2014 [http://europa.eu/rapid/press-release\\_SPEECH-14-52\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-14-52_en.htm)

<sup>17</sup> “Fact sheet – Investment Protection and Investor-to-State Dispute Settlement in EU agreements”, 26 Nov 2013 [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/november/tradoc\\_151916.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/november/tradoc_151916.pdf)

- 国際法では「公正な待遇」の基準が明確に定義されていない。EU は貿易協定で、公正な待遇の基準により、どの活動が認められないかを明確に定める。欧州委員会はずでにカナダやシンガポールとの FTA では明確に規定しており、今後の FTA でも明確に定義する。
- b. 紛争解決システムの運用方法の改善
- 投資家による重複した訴訟や法的に根拠の弱い訴訟を阻止する  
企業が異なる法廷で同時に 2 種類の訴訟を起こすことを禁じる。また投資家が勝ち目のない法的に根拠の弱い訴えを起こすことを抑えるため、こうした訴えを裁判所が却下でき、全ての法的費用を敗訴側が負担することを義務付ける規定で合意する。
  - 仲裁制度の透明性を高める  
EU は国際的に透明性の強化を要請することに成功している。EU は国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の義務をカナダとの協定に導入しており、他の協定にも盛り込む。
  - 利害の対立や仲裁人の判断の一貫性に対する取り組み  
EU は仲裁人に対する具体的な義務を定めた行動規範を導入し、カナダとの FTA では行動規範が実現している。今後の協定でもこれを強く求める。紛争時の仲裁人のリストをカナダとの FTA に盛り込み、行動規範に従うことを義務付けている。また EU は紛争解決システムの中に、新たに上訴のメカニズムを設けることを目指している。
  - 双方にとっての防止措置の導入  
カナダとの FTA では、協定の解釈方法について双方で合意する条項を盛り込んだ。この条項は、双方が仲裁機関による解釈方法に影響を与えて間違った解釈を正すための防止措置となる。

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

# JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU 米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉の進捗状況

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～